



栃木県公報

令和 8 (2026)年
4 月17日(金)
第697号

目 次

告 示

- 公印の廃止..... 311
- 地方税に係る公金事務の委託..... 312
- 無形文化財の指定の解除..... 312
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 312
- 医薬・生活衛生課関係手数料収納事務に係る公金事務の委託..... 313
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除..... 313
- 肥料登録の有効期間の更新..... 313
- 肥料登録事項の変更..... 315
- 肥料登録の失効..... 316
- 道路の区域の変更..... 316
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 317
- 栃木県警察手数料収納業務に係る公金事務の委託..... 317

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 318
- 都市計画事業の施行..... 324
- 同..... 325

正 誤

- 令和 7 (2025) 年第586号中 325
- 令和 7 (2025) 年号外第61号中..... 325

告 示

栃木県告示第232号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 4 月17日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃 止 期 日	廃 止 理 由
栃木県室長印	方20	てん書	一般文書用	令和 3 (2021) 年 3 月31日	組織改編のため
栃木県知事印④	方28	てん書	出先機関専用	令和 8 (2026) 年 2 月28日	摩耗のため
栃木県栃木県税事務所出納員之印	方18	てん書	公所出納員用	令和 8 (2026) 年 2 月28日	摩耗のため
栃木県立県北産業技術専門校長之印	方20	てん書	一般文書用	令和 8 (2026) 年 2 月28日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8（2026）年4月17日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託した公金事務に係る歳入
地方税
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

主たる事務所の所在地	名称
栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号	株式会社足利銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

- (1) 指定した日 令和7（2025）年4月1日
- (2) 委託した日 令和8（2026）年4月1日

- 4 委託期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第234号

栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第21条第7項の規定により、次の表に掲げる栃木県指定無形文化財の指定は解除されたので告示する。

令和8（2026）年4月17日

栃木県知事 福田 富一

名称	保持者	解除年月日
草木染	日下田 正	令和8（2026）年1月16日

(文化振興課)

栃木県告示第235号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和8（2026）年度分の補助金等から適用する。

令和8（2026）年4月17日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部医療政策課の款に次のように加える。

遠隔医療設備整備費補助金	遠隔医療の設備整備に要する経費の一部を助成することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。	市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業実施要綱（平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知別添）及び医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第117号）に規定する遠隔医療設備整備事業	知事が別に定める額	知事が別に定める者
--------------	--	---	-----------	-----------

(医療政策課)

栃木県告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託した公金事務の内容
 医薬・生活衛生課関係手数料収納業務
- 2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
 公益社団法人栃木県食品衛生協会
 - (2) 主たる事務所の所在地
 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館内
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日
 - (1) 指定をした日 令和 8 (2026) 年 3 月 10 日
 - (2) 委託をした日 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで

(医薬・生活衛生課)

栃木県告示第237号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和 6 年栃木県告示第356号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定を解除する区域
 小山市大字喜沢字海道西1475番4、1475番5、1475番11及び1475番346の各一部
- 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
 土壌汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第238号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、肥料の登録の有効

期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8(2026)年4月17日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	更新 年月日
栃木県 第1702号	炭酸カルシウム肥料	16炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	日本苦土工業有限会社 栃木県佐野市葛生東1丁目9番1号	令和7 (2025)年 11月26日
栃木県 第1539号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	駒形石灰工業株式会社 栃木県佐野市あくと町4201番地	令和7 (2025)年 12月22日
栃木県 第1540号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸カルシウム	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	駒形石灰工業株式会社 栃木県佐野市あくと町4201番地	令和7 (2025)年 12月22日
栃木県 第1645号	混合有機質肥料	米ぬか有機1号	窒素全量 2.8 りん酸全量 4.0 加里全量 1.8	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社関東農産 栃木県那須郡那須町大字高久甲字道西2691番地3	令和7 (2025)年 12月25日
栃木県 第1599号	生石灰	顆粒30苦土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	有限会社こうじゅん商事 栃木県栃木市片柳町二丁目1番50号	令和8 (2026)年 2月9日
栃木県 第1600号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	有限会社こうじゅん商事 栃木県栃木市片柳町二丁目1番50号	令和8 (2026)年 2月9日
栃木県 第1601号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社こうじゅん商事 栃木県栃木市片柳町二丁目1番50号	令和8 (2026)年 2月9日
栃木県 第1602号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0	その他の制限事項は、公定	有限会社こうじゅん商事	令和8 (2026)年

			可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	規格のとおり	栃木県栃木市片柳町 二丁目 1 番 50 号	2 月 9 日
栃 木 県 第 1706 号	消石灰	くみあい粒 状消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	駒形石灰工業株式会 社 栃木県佐野市あく と町 4201 番地	令 和 8 (2026) 年 2 月 12 日
栃 木 県 第 1918 号	副産石灰肥 料	乾燥卵殻	アルカリ分 50.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	三州食品株式会社 愛知県小牧市大字大 草字檀ノ上 5447 番地 の 6	令 和 8 (2026) 年 3 月 24 日
栃 木 県 第 1606 号	炭酸カルシ ウム肥料	くみあい粒 状カルミン	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	村檉石灰工業株式会 社 栃木県佐野市宮下町 1 番 10 号	令 和 8 (2026) 年 4 月 17 日
栃 木 県 第 1607 号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状カルシ ウム肥料	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	日本肥料株式会社 栃木県佐野市宮下町 1 番 10 号	令 和 8 (2026) 年 4 月 17 日
栃 木 県 第 1710 号	炭酸カルシ ウム肥料	くみあい粒 状炭酸苦土 石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	駒形石灰工業株式会 社 栃木県佐野市あく と町 4201 番地	令 和 8 (2026) 年 4 月 25 日
栃 木 県 第 1919 号	混合有機質 肥料	新米ぬか有 機 1 号	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	株式会社関東農産 栃木県那須郡那須町 大字高久甲字道西 2691 番地 3	令 和 8 (2026) 年 4 月 28 日

栃木県告示第 239 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により、肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第 16 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 (2026) 年 4 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名 又は名称及び住所	変更事項		変更 年月日
				新	旧	
栃木県 第1643号	生石灰	30苦土生 石灰	泉工業株式会社 栃木県佐野市葛生 東二丁目5番6号	泉工業株式会社 栃木県佐野市葛 生東二丁目5番 6号	泉工業株式会社 栃木県佐野市築 地町715番地	令和7 (2025)年 12月23日

栃木県告示第240号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8（2026）年4月17日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	失効 年月日
栃木県 第1205号	生石灰	30苦土生 石灰特号	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	岡田石灰工業株式会 社 栃木県栃木市鍋山町 440番地	令和8 (2026)年 3月19日
栃木県 第1338号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	岡田石灰工業株式会 社 栃木県栃木市鍋山町 440番地	令和8 (2026)年 3月19日
栃木県 第1406号	炭酸カルシ ウム肥料	16炭酸苦 土石灰肥料	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	岡田石灰工業株式会 社 栃木県栃木市鍋山町 440番地	令和8 (2026)年 3月19日
栃木県 第1454号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状15炭 酸苦土石灰 肥料	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	岡田石灰工業株式会 社 栃木県栃木市鍋山町 440番地	令和8 (2026)年 3月19日

(経営技術課)

栃木県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和8（2026）年4月17日から同年5月18日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	宇都宮市上戸祭町519-11から 宇都宮市上戸祭町519-15まで	18.0 ~ 18.0	87.3	
	後	宇都宮市上戸祭町519-11から 宇都宮市上戸祭町519-15まで	18.0 ~ 20.5	87.3	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
35	前	河内郡上三川町しらさぎ一丁目2から 河内郡上三川町しらさぎ一丁目2まで	16.0 ~ 16.0	33.5	
	後	河内郡上三川町しらさぎ一丁目2から 河内郡上三川町しらさぎ一丁目2まで	16.0 ~ 16.0	33.5	

栃木県告示第242号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	足 利 千 代 田 線	足利市通二丁目12-20から 足利市通二丁目14-16までの上り線
		足利市通二丁目2739-4から 足利市通二丁目2738-1までの下り線
		足利市南町4254-2から 足利市田中町911-1までの上り線
		足利市南町4253-8から 足利市田中町909-10までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 17 日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託した公金事務の内容
栃木県警察手数料収納業務
- 2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
一般財団法人栃木県交通安全協会
 - (2) 主たる事務所の所在地
栃木県宇都宮市昭和3丁目2番8号
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日
 - (1) 指定をした日
令和8(2026)年4月1日
 - (2) 委託をした日
令和8(2026)年4月1日
- 4 委託期間
令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(警察本部会計課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年4月17日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
清次郎口用水土地改良区	理 事	川島 隆幸		河内郡上三川町大字坂上900-1	令和7(2025).8.23	
江川南部土地改良区	理 事	相田 英幸		さくら市鹿子畑937	令和8(2026).3.25	
	〃	吉澤 一		〃 〃 1169-1	〃	
	〃	吉澤 喜一		〃 〃 1047	〃	
	〃	森 敬次		〃 〃 1788	〃	
	〃	磯 久一		〃 金枝862	〃	
	〃	薄井 淳一		〃 〃 925	〃	
	〃	加藤 敏明		〃 南和田614	〃	
	〃	大森 勝雄	大森 勝雄	〃 金枝1022-8	〃	令和8(2026).3.26
	〃	小倉 良一	小倉 良一	〃 〃 169	〃	〃
〃	広野 猛	広野 猛	〃 南和田165	〃	〃	

理事	川上 達夫	川上 達夫	さくら市南和田519-2	令和8 (2026). 3.25	令和8 (2026). 3.26
〃		稲沢 雄大	〃 鹿子畑1111		〃
〃		金子 和男	〃 〃 1022		〃
〃		齋藤 保夫	〃 〃 1511		〃
〃		石井 清	〃 〃 1437		〃
〃		片岡 純雄	〃 金枝882		〃
〃		碓氷 健夫	〃 〃 908		〃
〃		谷田 幸政	〃 南和田371		〃
監事	相田 隆夫		〃 鹿子畑956-2	令和8 (2026). 3.25	
〃	磯 享佳		〃 金枝916	〃	
〃	阿久津万寿	阿久津万寿	〃 〃 938	〃	令和8 (2026). 3.26
〃		菊地 敏夫	〃 鹿子畑944-1		〃
〃		磯 進三郎	〃 金枝844		〃
西下ヶ橋 土地改良区	理事	仲山 勲	宇都宮市下ヶ橋町1756	令和8 (2026). 3.31	
	〃	高塩 悦夫	〃 〃 1448-1	〃	
	〃	櫻井 崇弘	〃 〃 817	〃	
	〃	手塚 宏典	手塚 宏典	〃 〃 1755	令和8 (2026). 4.1
	〃	加藤 真一	加藤 真一	〃 〃 1747	〃
	〃	福田 賢一	福田 賢一	〃 〃 1389	〃
	〃	加藤 宣男	加藤 宣男	〃 〃 1743-2	〃
	〃	高塩 修一	高塩 修一	〃 〃 1422	〃
	〃	加藤 雅也	加藤 雅也	〃 〃 1424	〃
	〃	仲山 健一	仲山 健一	〃 〃 1441	〃
	〃	加藤 徹	加藤 徹	〃 〃 2425-2	〃
	〃	加藤 孝二	〃 〃 1758-1		〃
	〃	黒崎 浩史	〃 〃 1746		〃
	〃	高塩 剛章	〃 〃 1448-1		〃

	監事	郷間和多二		宇都宮市下ヶ橋町806	令和8 (2026). 3.31	
	〃	郷間 順一	郷間 順一	〃 〃 810	〃	令和8 (2026). 4.1
	〃	加藤 義久	加藤 義久	〃 〃 1099	〃	〃
	〃	加藤 栄	加藤 栄	〃 〃 1874-2	〃	〃
	〃		櫻井 崇弘	〃 〃 817		〃
鬼怒川左岸 土地改良区	監事	坂本 敏郎		宇都宮市道場宿町1241	令和8 (2026). 3.31	
	〃		石川 信夫	〃 〃 1133		令和8 (2026). 4.1
引 田 土地改良区	理事	齋藤 定夫	齋藤 定夫	鹿沼市引田904	令和8 (2026). 3.31	令和8 (2026). 4.1
	〃	石原 功	石原 功	〃 〃 655	〃	〃
	〃	高村 祐司	高村 祐司	〃 〃 1183-1	〃	〃
	〃	高村 秀男	高村 秀男	〃 〃 1355	〃	〃
	〃	高村 正一	高村 正一	〃 〃 1532	〃	〃
	〃	高村 和義	高村 和義	〃 〃 510	〃	〃
	〃	福田 達夫	福田 達夫	〃 〃 1795	〃	〃
	〃	坂本 忠仁	坂本 忠仁	〃 〃 949	〃	〃
	〃	石原 慎一	石原 慎一	〃 〃 631	〃	〃
	〃	酒井 嘉夫	酒井 嘉夫	〃 〃 1140	〃	〃
	監事	高村 匡		〃 〃 1362-3	令和8 (2026). 3.31	
	〃	江連 孝史	江連 孝史	〃 〃 1034	〃	令和8 (2026). 4.1
	〃	江連 茂樹	江連 茂樹	〃 〃 998	〃	〃
	〃	福田 義一	福田 義一	〃 〃 1754-3	〃	〃
	〃		高岡 邦雄	〃 〃 1269		〃
笹原田 土地改良区	理事	橋本 功	橋本 功	鹿沼市笹原田151	令和8 (2026). 3.31	令和8 (2026). 4.1
	〃	橋本 政雄	橋本 政雄	〃 〃 444-2	〃	〃

	理 事	川田佳津美	川田佳津美	鹿沼市笹原田53- 1	令 和 8 (2026) . 3 . 31	令 和 8 (2026) . 4 . 1
	〃	橋本 實	橋本 實	〃 〃 434- 1	〃	〃
	〃	兼目 幸典	兼目 幸典	〃 〃 409	〃	〃
	〃	橋本 章	橋本 章	〃 〃 261	〃	〃
	〃	川田 栄一	川田 栄一	〃 〃 114- 3	〃	〃
	〃	菅沼 博文	菅沼 博文	〃 〃 503	〃	〃
	〃	川田 操	川田 操	〃 〃 635- 1	〃	〃
	〃	菅沼 光夫	菅沼 光夫	〃 〃 496- 1	〃	〃
	監 事	兼目 正美	兼目 正美	〃 〃 455- 1	令 和 8 (2026) . 3 . 31	令 和 8 (2026) . 4 . 1
	〃	渡辺 一郎	渡辺 一郎	〃 〃 525	〃	〃
	〃	岩出 幸一	岩出 幸一	〃 〃 632	〃	〃
清次郎口用水 土地改良区	理 事	井澤 孝之		真岡市谷貝新田356	令 和 8 (2026) . 3 . 31	
	〃	石崎 忠良		〃 〃 372	〃	
	〃	大山 好夫		下野市上吉田347- 1	〃	
	〃	野邊百合子		〃 緑四丁目 7- 6	〃	
	〃	黒須 達見		河内郡上三川町大字三本木196	〃	
	〃	井沢 幸雄	井沢 幸雄	真岡市谷貝新田359- 1	〃	令 和 8 (2026) . 4 . 1
	〃	大足 成男	大足 成男	〃 大道泉198	〃	〃
	〃	佐藤 一男	佐藤 一男	〃 砂ヶ原939- 1	〃	〃
	〃	石崎 正	石崎 正	〃 〃 148- 1	〃	〃
	〃	甲田 耕治	甲田 耕治	下野市本吉田957	〃	〃
	〃		小倉 通保	真岡市谷貝新田86- 6		〃
	〃		井澤 直行	〃 〃 353- 1		〃
	〃		高橋 信一	下野市上吉田369		〃
	〃		大島 幸子	〃 〃 367		〃
	〃		黒須 廣	河内郡上三川町大字三本木249		〃
		監 事	小倉 通保		真岡市谷貝新田86- 6	令 和 8 (2026) . 3 . 31

	監事	大塚 守夫		真岡市砂ヶ原322	令和8 (2026). 3.31	
	〃	黒須 廣		河内郡上三川町大字三本木249	〃	
	〃	西田 定男	西田 定男	真岡市砂ヶ原1012	〃	令和8 (2026). 4.1
	〃		西田 浩	〃 〃 129		〃
	〃		石崎 幸雄	〃 若旅1411-1		〃
	〃		石和 秀人	河内郡上三川町大字坂上1001		〃
二宮中部 土地改良区	理事	窪見 壽世		真岡市大根田440-2	令和8 (2026). 3.31	
	〃	小島 清		〃 〃 417	〃	
	〃	須藤 昌邦		〃 沖605-1	〃	
	〃	野村 秀		〃 石島889-5	〃	
	〃	植木 利明		〃 〃 507	〃	
	〃	佐藤 利夫	佐藤 利夫	〃 大根田562	〃	令和8 (2026). 4.1
	〃	野澤 隆	野澤 隆	〃 〃 1360-1	〃	〃
	〃	石崎 正文	石崎 正文	〃 石島613-2	〃	〃
	〃	藤木 功	藤木 功	〃 〃 656	〃	〃
	〃	篠原 宏	篠原 宏	〃 〃 670	〃	〃
	〃	石崎 好尚	石崎 好尚	〃 〃 901-1	〃	〃
	〃	海老原宏至	海老原宏至	〃 沖421-1	〃	〃
	〃	野中 明	野中 明	茨城県筑西市樋口34	〃	〃
	〃		野澤 正志	真岡市大根田439		〃
	〃		野沢 明人	〃 〃 427		〃
	〃		栃本 泰男	〃 石島869-1		〃
	〃		星野淳之助	〃 沖75		〃
	監事	野澤 孝章	野澤 孝章	〃 大根田1362	令和8 (2026). 3.31	令和8 (2026). 4.1
	〃	杉山 富栄	杉山 富栄	茨城県筑西市樋口490	〃	〃
	〃	國母 孝至	國母 孝至	真岡市沖107	〃	〃
	〃		仁平 和之	〃 石島510-3		〃

喜連川 土地改良区	理事		鈴木 信一	さくら市鶯宿2888		令和8 (2026). 4.1	
	〃		岩崎 政博	〃 〃 3661-32		〃	
那須町 土地改良区	理事		宮内 次男	那須郡那須町大字寺子丙663-155	令和8 (2026). 3.31		
	〃		高久 茂	〃 〃 大字高久甲980-2	〃		
	〃		高久 昇一	〃 〃 〃 878-2	〃		
	〃		鈴木 隆	〃 〃 大字寄居1856	〃		
	〃		大平 康市	大平 康市 〃 〃 大字寺子乙2481	〃	令和8 (2026). 4.1	
	〃		大森 崇	大森 崇 〃 〃 大字豊原丙1560-1	〃	〃	
	〃		高久 実	高久 実 〃 〃 大字寺子乙1234-26	〃	〃	
	〃		大沼 和彦	大沼 和彦 〃 〃 大字豊原丙3565	〃	〃	
	〃		池田 一	池田 一 〃 〃 大字芦野2653-1	〃	〃	
	〃		常盤 隆	常盤 隆 〃 〃 大字寺子乙254	〃	〃	
	〃			菊地 孝志 〃 〃 〃 3536	〃	〃	
	〃			人見 悦夫 〃 〃 大字高久丙139	〃	〃	
	〃			相馬 秀一 〃 〃 大字高久甲3969	〃	〃	
	〃			田代 正美 〃 〃 大字寄居1882-1	〃	〃	
	監事				〃 〃 大字高久乙205	令和8 (2026). 3.31	
	〃				〃 〃 大字寄居42	〃	
	〃				〃 〃 大字寺子乙3961-1	〃	令和8 (2026). 4.1
〃				〃 〃 〃 673-114	〃	〃	
〃				〃 〃 大字寺子丙1447	〃	〃	
大田原市 土地改良区	理事		鶴野 清一	大田原市平沢113-1		令和8 (2026). 4.3	
	〃		原 真美	〃 親園3851-5		〃	

飯塚 土地改良区	理事	古島 光教		小山市大字飯塚457	令和8 (2026). 4.8	
	〃	小林 康男		〃 〃 469	〃	
	〃	伊澤 寛		〃 〃 439	〃	
	〃	手塚 正純	手塚 正純	下野市国分寺1237	〃	令和8 (2026). 4.9
	〃	大塚 優	大塚 優	小山市大字飯塚1058	〃	〃
	〃	高田 浩	高田 浩	〃 〃 1085	〃	〃
	〃	松本 収	松本 収	〃 〃 613-3	〃	〃
	〃	川又 里旨	川又 里旨	〃 〃 426	〃	〃
	〃	熊倉 裕美	熊倉 裕美	〃 〃 1652	〃	〃
	〃		小林 宏光	〃 〃 1559-1		〃
	〃		谷田貝丈夫	〃 〃 1604-2		〃
	〃		鈴木 正明	〃 〃 1617		〃
	監事	松沼 初夫		〃 〃 1481	令和8 (2026). 4.8	
	〃	八木 幹夫		下野市国分寺899	〃	
	〃	高瀬 孝明		小山市大字黒本185	〃	
〃		小林 康男	〃 大字飯塚469		令和8 (2026). 4.9	
〃		二宮 京子	下野市国分寺873-1		〃	
〃		石川 房代	〃 小金井2-19-2		〃	

(農地整備課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和8（2026）年4月17日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
日光都市計画道路事業3・4・11号赤間々今中線、3・4・12号今中森友線及び3・3・3号豊田吉沢線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
(1) 収用の部分

栃木県日光市今市及び日光市荊沢地内

(2) 使用の部分

なし

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和8(2026)年4月17日

栃木県知事 福田 富一

1 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画道路事業3・3・901号 おもちゃのまち下古山線

2 施行者の名称

栃木県

3 事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

令和4年関東地方整備局告示第178号の事業地のうち栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美及びおもちゃのまち一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和7(2025)年第586号	175	下から9～11	県民協働推進課長	文化と知の創造拠点整備室長
令和7(2025)年号外第61号	3	下から24	号給	号級
	4	下から14	号給	号級